

## 日本のI-RECに関するQ&A

一般社団法人ローカルグッド創成支援機構 2024年10月30日更新

	質問	回答
1	非化石証書と比べたI-RECの特徴は何ですか？	<p>現在、非化石証書は環境価値を取引する証書であり、産地価値・特定電源価値は含まれないものと整理されています。I-RECは電源属性証書（電源証明する証書）です。</p> <p>また、I-RECは由来となる各電源が示され相対取引されるため、それぞれに価格差が生じやすい仕組みとなっています（買い手はI-RECの由来となる電源を選んで購入できます。）。国際的には、電源ごと（設置場所、発電開始からの経過年数、電源種別、補助金サポートの有無、持続可能性ラベルの有無など）によって価格が大きく異なるとされています。</p> <p>I-RECにより、追加性があり地域貢献する再エネの価値向上が期待されます。</p>
2	今後、非化石証書が電源証明型に改善された場合、日本でのI-RECはどうなるのですか？	<p>現在、非化石証書は環境価値を取引する証書で、I-RECは電源属性証書（電源証明する証書）です。</p> <p>政府は今後、非化石証書を改善し、産地等の電源属性を証明する電源証明型にすることを検討していると承知しています。非化石証書が国際的に通用する電源証明になり、再エネごとに証書の価格差が生まれて地域貢献する再エネの価値が高まる仕組みになった場合には、日本でのI-REC発行の終了を検討します。引き続き、経済産業省とは意見交換を続けてまいります。</p>
3	トラッキング付き非化石証書は発電所名などが記載されていますが、産地価値・特定電源価値が付いているのではないのですか？I-RECに産地価値・特定電源価値が付随するのですか？	<p>トラッキング付き非化石証書の発電設備名等は、「環境価値の由来」を示したもので、産地価値・特定電源価値を示すものではありません。小売電気事業者が電気取引と併せてI-RECを活用する場合、I-RECは電気取引に付随する産地価値・特定電源価値を「第三者証明」する役割となります。</p> <p>また、日本では、小売電気事業者が販売する系統電力の環境価値は、非化石証書に統一することとなっているため、小売電気事業者はI-RECのみで日本の諸制度に対する環境価値を訴求して電気を販売できません（小売電気事業者が環境価値を訴求するには別途非化石証書を使用する必要）。</p> <p>一方で、需要家に前述の制約は無いため、非化石証書の出ていない再エネのI-RECを償却することで、需要家が〇〇産〇〇発電所の再エネを利用していると表明することは可能です。</p>
4	他国で発行されたI-RECを購入して、日本でRE100等に利用することはできますか？	<p>RE100やCDP等では市場バウンダリ規定があるため、他国のI-RECを日本で利用することはできないと聞いています。詳細はRE100等にお問合せください。</p>
5	RE100、CDPでの活用について、日本で発行したI-RECを海外の支社に適用できますか？	<p>RE100やCDPにおけるI-RECの活用に関する考え方は、RE100、CDP等直接お問合せください。</p>
6	需要家が直接購入できますか？	<p>需要家も直接購入できます。また、Participant口座を持つ者（小売電気事業者、コンサルタント等）がI-RECを購入し、需要家を指定して償却することも可能です。</p>
7	国際的にI-REC証書の売買価格はどれくらいなのですか？	<p>証書売買は個別になされているため、国際的な取引価格についてI-Track財団でも情報を取得していません。ただし、電源（設置場所、発電開始からの経過年数、電源種別、補助金サポートの有無、持続可能性ラベルの有無など）によって価格が大きく異なるとされています。</p>
8	I-RECは転売できますか？	<p>日本においては、①I-REC対象となる電力量から非化石証書を発行している場合、②I-REC対象となる電源に相対契約等があり、供給する電力に産地価値・特定電源価値を含む契約となっている場合は、I-RECに一定の条件が付されます（資料「日本でのI-REC発行について」参照）。そのため、これらの電源由来のI-RECは実態としてparticipant間での転売はされないと想定しています。一方、前述①②に該当しないI-RECは転売可能です。なお、EneTrackを活用される場合には、開始当初は転売機能は無いと聞いています（EneTrackについては、SCSK株式会社に直接お問合せください。）。</p>
9	I-RECによって、30分値ごとの電力量の電源証明が可能なのですか？	<p>30分値ごとの発電量を証明するものではありません。一定期間における1MWh以上の発電量を証明します。</p>
10	海外に所在する発電設備を登録することはできますか？	<p>発電設備の登録は、発電設備の所在する国のイシュー（発行主体）に対して行う必要があります。ローカルグッドで登録できるのは日本国内の設備のみです。Registrant登録についてもそれぞれのイシューとの契約が必要です。各国の発行者についてはこちらをご覧ください。 <a href="https://www.trackingstandard.org/issuers/">https://www.trackingstandard.org/issuers/</a></p>

## 日本のI-RECに関するQ&A

一般社団法人ローカルグッド創成支援機構 2024年10月30日更新

	質問	回答
11	発電量の一部のみを発行申請することはできますか？	<p>発電量の一部のみを発行申請することは可能です。</p> <p>発行依頼フォームに、申請したい発電期間を入力する欄と、期間内の合計発電量と申請発電量を入力する欄があり、任意の発電期間内で合計発電量より少ない量を申請することができます。ただし同一の発電期間内で申請できるのは一回のみです。発行しなかった発電量分を後日追加で申請することはできませんので、その旨ご了承ください。</p>
12	I-RECは非化石証書の発行の有無や相対契約の内容によって償却先に条件があるとのことですが、購入したI-RECにどのような条件が付されているかはどこで確認できますか？	<p>Registrantが設備の登録時に、非化石証書の発行の有無などに関するラベルを選択することとなっております。ラベルは償却時に発行されるI-REC償却証明書に表示されます。ラベルの付与されていないI-RECは償却先に関する条件はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ With NFC / production area attributes and specific power source attributes unbundled with electricity (非化石証書発行あり/産地属性・特定電源属性は電気と分離可)</li> <li>・ With NFC / production area attributes and specific power source attributes bundled with electricity (非化石証書発行あり/産地属性・特定電源属性は電気と分離不可)</li> <li>・ Attributes bundled with electricity (属性は電気と分離不可)</li> </ul>
13	I-RECをカーボンフットプリント (CFP)の算定に使用することはできますか？	<p>どの基準に従ってCFPを算定するかによって考え方が異なりますが、I-Track財団によると、CFPの国際基準であるISO 14067:2018においてはI-RECの使用が認められているとのこと。</p>
14	発電設備の登録有効期限は5年間とのことですが、中途での解約は可能でしょうか。	<p>中途での解約は可能です。お申し出をいただければ、解約の申請書をお送りいたします。ただし登録料 (95,000円/1設備 (税抜き)) については中途解約の場合でも返金はいたしかねますのでご了承ください。また検証のため、解約後も設備の情報はEVIDENTレジストリに保存され、<a href="https://evident.app./IREC/device-register">https://evident.app./IREC/device-register</a>には赤いドットとして表示されます。</p>
15	I-REC発行後の抜け殻電気 (発行前は再エネ電気) を調達している小売電気事業者は、温対法における電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出において当該電気をどう扱えばよいか。	<p>温対法における電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出においては、I-REC発行に伴う調整はありません。</p>